を用いた。

○国庫・公経済負担、国庫・公経済負担割合の引上げ

基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担は、平成 16 年改正で3分の1から2分の1に引き上げられた。ただし、平成 20 年度までは経過措置がある。なお、国庫・公経済負担とは、国庫の他、地方公共団体、郵政公社や独立行政法人による負担である。

○雇用保険による支給停止

60 歳以上の年金受給権者で雇用保険を受給している者については、その間老齢年金が一部停止される。対象となる失業給付は、求職者給付の基本部分及び、高齢者雇用継続給付である。

〇再加入率

被保険者数の見通しを作成する際、新たに加入者となる者のうち、過去に当該制度の被保険者であった者の割合。厚生年金で使用。

○財源と給付の内訳

年金制度の収入と支出について、将来見通しの期間の現価を対比させたもの。年金の財政見通しから、保険料、国庫・公経済負担及び給付費等を基準時点での額に運用利回りにより換算して、表示することで、収支のバランスを集約した形でみることができる。なお、過去期間と将来期間に分割されているが、公的年金の財政方式は積立方式ではないことに留意する必要がある。

〇最終保険料率

平成 21 年の財政検証・財政再計算では段階的に保険料率を引き上げていくこととしているが、その引上げが終わった後の保険料率。引上げ終了後、収支見通しの最終年度(2105 年度)までの期間が長いため、最終保険料率の水準が年金収支や 2105 年度の積立度合に大きな影響を与える。

〇財政均衡期間

財政計画を立てる際に、年金制度の財政の均衡が図られるようにする期間。以前は永久期間 としていたが、平成 16 年の財政再計算からは、有限均衡方式の導入に伴って、基準時点以降 おおむね 100 年間(平成 21 年財政検証・財政再計算では 2010 年~2105 年)とされた。

○財政計画

財政再計算で、収支が均衡するように、保険料率の引上げ方や給付水準の調整の仕方を決めること。

○財政検証

平成13年3月16日付けの閣議決定により、社会保障審議会年金数理部会で行うことになった、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時に行う検証。

〇財政再計算

年金財政とその計算に使用する基礎数、基礎率を見直し、財政計画の見直しを行うこと。また、その結果として、実際の保険料(率)を改定すること。なお、平成 16 年では全制度とも財政再計算を行ったが、平成 16 年の制度改正で保険料水準固定方式となった厚生年金、国民年金は、以後は財政再計算を行わず、財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通しを作成すること(財政検証)となった。

○財政再計算の前提

財政再計算に用いられる基礎率や将来の被保険者数の見通し。前提は、財政再計算の対象期間について予測されて設定される。時間とともに変化するように設定されるものと固定値とされるものがある。前提によっては、財政再計算結果に大きく影響するものもあり、その設定には細心の注意を必要とする。

〇財政指標

年金財政を検証する際などに使用される指標。年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、 収支比率、、保険料比率、積立比率がある。

○財政単位の一元化

保険料率の設定集団を一つとすること。使用する基礎率から合わせて財政再計算する場合から、各々の費用等の将来見通しを計算してから合算して保険料率を設定する方法まで様々である。 国共済と地共済の財政単位の一元化は後者の方である。

○財政調整のルール

平成 16 年の財政再計算で国共済と地共済の財政単位の一元化が図られたが、実際の財政運営は別々に行われる。そのため、両制度間の財政に差が生じ、財政運営が困難になることを避けるため、両制度間で財政調整を行うこととされている。 この財政調整のルールとしては、費用負担の平準化のための財政調整(財政調整A)と年金給付に支障を来さないための財政調整(財政調整B)がある。

○財政的なリスク(規模が小さいことに起因する)

共済年金のように、年金制度の被保険者数が少ない場合、ある事業所や組織の統廃合、分離、 民営化等により、被保険者数が大きく動く(減少する)場合がある。これは、財政再計算の見 通しとおりに推移しなくなるおそれがあることを意味している。この変動の可能性(リスク) のことを、(規模が小さいことに起因する) 財政的なリスクという。

〇財政の現況及び見通しの作成 (財政検証)

平成 16 年の制度改正で、厚生年金、国民年金については、今後は財政再計算は行わず、少なくとも5年ごとに、「財政の現況及び財政均衡期間における見通しの作成」を行うこととなった。ここで、財政均衡期間とはおおむね 100 年間とされ、また、この現況及び見通しが作成された場合は、速やかに公表するものとされている。そして、この現況及び見通しの作成時の次の作成時までの間に給付水準が 50%を下回ることが見込まれる場合は、マクロ経済スライドの調整の終了等の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討することとされている。

〇再評価前,後

年金給付の額の算定では、過去の標準報酬を再評価したものを使用している。その再評価を 行う前の標準報酬が再評価前、再評価した後のものを再評価後という。

OGDP 比 (年金数理部会による)

厚生年金・国民年金の平成 21 年財政検証では、コブダグラス型の生産関数を用いて 2039 年度までの GDP 等のマクロ経済を推計しているが、2040 年度以降について、賃金上昇率が名目 2.5%という経済前提に整合的になるように年金数理部会で推計を延長し、その GDP に対して公的年金給付費等の比率を算出している。

○支給開始年齢の引上げ

現在、被用者年金の老齢・退職年金では、本則上は 65 歳から年金が支給されることとなっているが、経過措置として、60 歳から特別支給の年金が支給されることとなっている。この 60 歳という年齢は、順次引き上げられている。現在、特別支給の老齢・退職年金の定額部分で支給開始年齢の引上げが行われている。厚生年金の女子については、2006 年度からはじまる。 定額部分の引上げが終了した後、報酬比例部分も引き上げられることとなっている。

〇失権率

年金の受給権がなくなることを失権といい、この失権の一年間の発生率を失権率という。年齢別に示すことが多い。老齢・退職年金では、失権事由は受給権者の死亡のみであり、死亡率と同じとなる。その他の年金では、死亡以外に、障害年金では障害の程度の回復があり、遺族年金では再婚や養子になったとき、さらに子、孫では18歳に到達したことなどがある。

〇実質的な支出

年金制度が、その本来の姿で、すなわち保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出のこと。

実質的な支出=給付費+基礎年金拠出金+年金保険者拠出金+その他の拠出金

- 一基礎年金交付金-国共済組合連合会等拠出金収入一追加費用
- ーその他の拠出金収入

〇支払準備金

年金の実際の支払いが滞りなく行うことができるだけの積立金。年金制度は保険料収入、国庫・公経済負担、運用収入と給付費のキャッシュフローの時点のずれがあるため、一定の資金が必要となる。平成 16 年財政再計算で導入された有限均衡方式の下では、財政均衡期間の最後において支払準備金程度の積立金を確保するとされ、積立度合によりその規模が設定されている。

〇死亡率の改善

老齢・退職年金や遺族年金の主たる失権理由は、受給権者の死亡である。したがって、死亡率の動向は今後の年金給付に大きな影響を与える。平成16年財政再計算から、全制度で、将来推計人口で用いられた死亡率の改善と同様の死亡失権率の改善を織り込んで計算している。

〇収支比率

財政指標の一つ。保険料収入と運用収入の合計に対する、実質的な支出のうち自前で財源を 賄わなければならない部分(実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの)の比率である。 この比率が100%を超えると、積立金を取り崩す必要が出てくる。

〇受給者

年金を受給している者。毎年の決算等では、受給権をもっている「受給権者」と全額支給停止となっている者を除いた「受給者」を区別しているが、財政再計算の場合は、すべて受給者でみている。

〇将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が、国勢調査等のデータをもとに、5年ごとに作成している 将来の人口の見通し。財政再計算で将来の被保険者数を設定する際に使用される。

〇将来見通しの推計方法

年金制度の収入や支出等の財政見通しや被保険者数、受給者数の見通しの計算方法。

〇職域部分

共済年金の報酬比例部分のうち、厚生年金の報酬比例相当部分の上積みとして加算されている部分。新法の共済年金の報酬比例部分の額は、厚生年金と同じ給付乗率で計算される額に、別に定められた給付乗率を用いて計算される額を加算した額であるが、その加算される額のこと。組合員期間により乗率が変わるほか、厚生年金にはない支給停止事由もある。3階部分ともいう。

○職域部分を除く給付に係る保険料率

共済年金の保険料率のうち、共済年金の給付の職域部分がなかったと仮定したときの保険料

率を推計したもの。財政再計算で見込まれた保険料率を、各年度ごとに、その年度の1階部分、2階部分、3階部分のそれぞれの給付に対応するものとして、一定の前提を置いて仮に振り分けたもの。制度間の公平性の検証で使用。保険料率は、制度として将来の均衡が図られるように一体として設定されているが、この振り分けは、各年度ごとに機械的に行っているため、それぞれの給付の部分ごとに見た場合、均衡がとれているとは限らない。振分けの際に使用する職域部分の給付費は、昭和60年改正前の旧法で裁定された者の年金が退職時等の俸給比例となっているため、一定の前提を置いて算定している。厚生年金との比較のために使用されるが、給付の制度的な違いもあり、厳密な算定ではないことに留意が必要。

〇所得代替率

「標準的な年金(夫婦二人の年金月額)」の「現役(男子)の平均手取り年収(月額換算)」に対する比率。年金の給付水準を測る指標。

「給付水準」、「標準的な年金」参照。

○初任年齢グループ

私学共済の基礎数や基礎率で使用される被保険者の区分方法。被保険者の新規加入時の年齢により区分(現在10グループ)している。

〇スライド調整率

マクロ経済スライドの基とされる率。「公的年金の被保険者数の減少率の実績(3年平均)」と「平均余命の延びを勘案して設定した一定率(0.3%)」との合計で設定される。

〇生産年齢人口

15 歳以上 65 歳未満の人口。将来の被保険者数の見込みに利用される。

〇生存脱退、死亡脱退

ある年金制度の被保険者が当該制度から脱退するパターン。生存脱退は、退職等でその制度 の被保険者ではなくなること。死亡脱退は死亡により被保険者でなくなること。

○制度の成熟、成熟度

公的年金制度は、年齢や一定の納付期間等を年金受給要件としているため、制度発足当初は 受給者はほとんどいない。その後時間の経過とともに、年金受給者が増えてくることになる。 また、これに伴って、年金額が増加し、また積立金は急激な増加から、その後一定水準を維持 するという動きを示す。これらの動きを年金制度の成熟という。その程度をみる指標としては 年金扶養比率が用いられている。

〇総合費用率、総合費用の保険料換算

財政指標の一つ。実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分(実質的な支

出から国庫・公経済負担を除いたもの)の、標準報酬総額に対する比率。積立金及びその運用 収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当し、 純賦課保険料率とも呼ばれる。なお、国民年金では、標準報酬という概念がないため、総合費 用の保険料換算を使用している。

〇待期者

過去において当該制度に加入していた期間がある者のうち、その時点で被保険者でも受給権者でもない者。財政再計算で将来の年金受給者数等を推計するのに使用。毎年の決算や事業報告等には出てこない。脱退時の記録しかないことが多く、その後の死亡等の動きを織り込んだ上で計算に使用される。年金受給までの期間を待つ者との意味ともいわれる。地共済の待機者も同意。

〇対生産年齢人口割合

共済年金の組合員数の生産年齢人口に対する割合。国共済及び地共済の財政再計算において、 将来の被保険者数を設定する際に使用された。

〇脱退力と脱退率

被保険者が当該制度から脱退する確率であり、財政再計算のシミュレーションで、その一年間にどれくらいの被保険者が被保険者でなくなるかを計算するために使用される率。脱退の要因には死亡、障害、その他等複数あるため、計算の都合上、一般的には脱退力が使用される。

〇段階保険料方式

保険料(率)の設定の方法の一つ。平準保険料率のように将来にわたって変わらない保険料率を設定するのではなく、年を追うごとに保険料率を引き上げていく設定の仕方。保険料率を必要な率に一挙に引き上げることが困難な場合に使用される。積立水準は平準保険料方式の場合よりも低くなり、必要な引上げが終了した後の保険料率は、一般的に、平準保険料率よりも高くなる。

〇賃金上昇率

財政再計算の標準報酬の推計で用いる。定期昇給分のような、年齢とともに賃金が上昇する 要素を除去した一人当たりの標準報酬の変動率である。

〇追加費用

国共済と地共済の制度発足(それぞれ昭和34年、同37年)前の恩給公務員期間等に係る給付の費用を恩給制度等の制度主体であった国や地方公共団体等が負担している額のこと。整理資源と呼ばれることもある。

○積立金の運用収入分及び取崩し分の料率換算

積立金の運用収入及び取崩し分の標準報酬総額に対する比率。積立金の効用を測るもの。運 用収入や取崩しによって保険料率がどれくらい軽減されているかがわかる。

〇積立度合

前年度末に保有する積立金が、当該年度の支出の何年分に相当するかを示す指標。有限均衡 方式での財政再計算のメルクマールとなっている。積立比率が年金財政を負担面から見るのに 対し、積立度合は給付面から見ていると言える。

〇積立比率

財政指標の一つ。実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分(実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの)に対する前年度末に保有する積立金の比率。前年度末積立金でどのくらいの期間制度から給付できるかを示している。

〇定款

共済組合の目的、名称や組織、事業を記したもの。共済年金の保険料率は、法律ではなく、それぞれの定款に書かれている。私学共済では、共済規程がこれに相当する。

〇低在老方式

在職中の65 歳未満の特別支給の老齢・退職年金の受給権者に関する支給停止の方式。老齢厚生年金、退職共済年金(定額部分相当額、経過的加算相当額、繰上げ調整額を含む。)の年金額を12で除した額(基本月額)と総報酬月額相当額に応じて、次のようになっている。「高在老」参照。

- ・基本月額+総報酬月額相当額 ≦ 28万円の場合 全額支給(支給停止はなし)
- ・基本月額+総報酬月額相当額 > 28万円 かつ 基本月額≦28万円、総報酬月額相当額≦48万円の場合 支給停止額=(基本月額+総報酬月額相当額-28万円)÷2×12
- ・基本月額≦28 万円、総報酬月額相当額>48 万円の場合 支給停止額= ((48 万円+基本月額-28 万円) ÷2 + (総報酬月額相当額-48 万円)) ×12
- ・基本月額>28 万円、総報酬月額相当額≤48 万円の場合 支給停止額=総報酬月額相当額÷2×12
- ・基本月額>28 万円、総報酬月額相当額>48 万円の場合 支給停止額=(48 万円÷2+(総報酬月額相当額-48 万円))×12

〇デュレーション

債券等においては、その残存年数の加重平均となっている。金利に対する価格感応度の意味を持っており、長期金利が短期金利よりも高くなる状況では、デュレーションが長くなるほど 金利が上昇する一方でリスクも大きくなる。 本報告書では、公的年金の財政見通しにおいて、将来発生するキャッシュフローについて、 発生するまでの期間を現価で加重平均することによりデュレーションを算出している。

〇独自給付費用率

実質的な支出から基礎年金拠出金を除いた独自給付費のうち保険料収入・運用収入によって 賄う部分の標準報酬総額に対する比率。

〇特別国庫負担

国民年金の保険料免除期間に係る給付費や 20 歳前障害に係る障害基礎年金に関する国庫負担、旧国民年金法の老齢年金の嵩上げ加算分や 5 年年金の給付費に関する国庫負担など、基礎年金給付費や基礎年金相当給付費に含まれる費用に関する国庫負担。なお、このほかに、国民年金の付加年金に係る給付費や被用者年金の昭和 36 年 4 月前期間に係る給付費など、基礎年金給付費や基礎年金相当給付費に含まれない費用に関する国庫負担もある。

〇2階部分

厚生年金の年金給付のうち報酬比例部分。共済年金については、職域部分を除く報酬比例部分。

〇20 歳前障害基礎年金

初診日が 20 歳前にある傷病に係る障害で、障害認定日において一定以上の障害がある者に 支給されている障害基礎年金。

〇任期制自衛官

勤続年限を限って任官する自衛官。陸上自衛隊は2年、海上、航空自衛隊は3年を任期とし、 2年の延長が可能。任期が終了すると退官し、公務員ではなくなるため、通退相当の年金が出 る。

〇年金種別

年金給付のうち、老齢・退年相当、通老・通退相当、障害、遺族、その他の区分

〇年金数理人

厚生年金基金、国民年金基金及び確定給付企業年金制度が適正な年金数理に基づいて運営されているかを、加入員の年金受給権の保護の観点から検証する年金数理の専門家。厚生年金基金制度では、年金数理人が継続的にその財政状況等を観察していく制度が導入されている。年金数理人の要件は、①基礎学力として日本アクチュアリー会の正会員であること、②実務経験として年金数理の実務に5年以上(うち、2年は責任者としての実務経験)があること、③十分な社会的信用を有することである。

〇年金制度間の公平性

制度により給付と負担に差がないこと。年金数理部会の財政検証では、制度間で、過去の運営状況等を考慮した上で、同じ年金給付に対する保険料水準に差がないこと、という観点でみている。

〇年金制度の安定性

将来にわたって、安定的に年金制度を運営していけること。年金数理部会での検証では、制度の財政運営の考え方により、厚生年金と国民年金では、「給付水準が急激に引き下げられるおそれや老後生活の基本的部分を支えられなくなるおそれのないこと」、共済年金では、「保険料率が急激に引き上げられるおそれや負担が過大なものとなるおそれのないこと」という観点でみている。

〇年金扶養比率

財政指標の一つ。被保険者数の老齢・退年相当受給権者数に対する比率。一人の老齢・退年相当の受給権者を、何人の被保険者で支えているかを示す指標。なお、受給権者の対象が老齢・退年相当であるため、この年金扶養比率を補完する指標として、年金種別費用率がある。

〇年齢相関

遺族年金の新規発生者を推計する際に、遺族年金の受給者の年齢を決めるために使用される。 死亡した被保険者などとの年齢の関係を示している。

〇被扶養配偶率

被用者年金の第2号被保険者がどれくらい被扶養配偶者をもっているかという割合。その制度での第3号被保険者数の推計に用いられる。

〇被保険者

年金制度に加入している者。国共済や地共済では組合員、私学共済では加入者と呼ばれている。

〇被用者年金制度

被用者に適用される公的年金制度で、現在、厚生年金、国家公務員共済年金、地方公務員共済年金及び私立学校教職員共済年金がある。

〇標準的な年金

夫が当該制度の平均賃金で40年間加入し、妻が40年間専業主婦であった場合の「夫婦二人の年金月額(夫婦二人の基礎年金額と夫の報酬比例年金額の合計)」。被用者年金の給付水準をみる際に使用される。

〇標準報酬指数

財政再計算で将来の報酬の変化を推計する際に、年功など年齢や勤続期間による上昇を織り込むために使用する。なお、経済の変化による報酬の変動は賃金上昇率で考慮される。通常は 年齢別に設定される。

〇フォワード金利

満期の違う債券価格から計算される、市場で想定される将来時点の金利。

〇賦課方式

年金制度で、各年の支出をその年の収入で賄う財政方式。対角にあるのが積立方式であるが、 両者の間にも多くの段階がある。現状で各制度がどちらであるかと区別することは困難なこと が多い。なお、日本の公的年金は、制度設立当初は平準保険料方式を採り積立方式であったが、 現在は賦課方式を基本としている。

〇平均手取り年収

被保険者の年収から、租税や社会保険料等を控除した後の手取りベースの年収。

〇平均余命の延び

将来推計人口の作成の際に設定された死亡率の改善による 65 歳の平均余命の改善度合。マクロ経済スライドの設定で考慮された 0.3%は、その平均値であり、今後の年金受給期間の延びを調整をするため入れられた。

〇平準保険料方式

時間的に一定水準を保つ保険料(率)水準で財政収支を図る方式。時間的に変化する給付費を変動の少ない拠出水準により賄うように計画するもの。保険料の拠出を前提として受給権が与えられる公的年金の給付費は、制度発足当初にはほとんどなく、制度の成熟とともに増大するという経過をたどる。このような制度で平準保険料方式を採った場合には、制度が未成熟な段階では収入が支出を上回り、積立金が積み上がるが、制度が成熟した段階では、実際の拠出保険料と積立金の運用収入で給付費を賄っていくという形で、拠出は平準化される。

〇平成 16 年度 平成 21 年度価格

将来見通しの各年の数値を平成16年度・平成21年度の価格に換算したもの。割引率として 賃金上昇率が使用されている。

〇報酬、給料、賞与等

被用者年金制度で、保険料や給付算定の基礎として用いられる。

「報酬」は、賃金、給料、俸給、手当等、被保険者が労働の対償として受け取るものすべて を含むが、そのうち臨時に受け取るもの及び3月を超える期間ごとに受け取る「賞与」は含ま れない。なお、地共済では、報酬の代わりに給料が使われている。これは、各地方公共団体等が定めた給料表によるものであり、報酬には含まれる各種の手当ては含まれていない(このため、給料にかかる保険料率や平均給与月額算定における給料に一定割合(1.25)を乗じて調整している。)。私学共済では給与と称しているが、報酬と同じ概念である。「賞与」は、被保険者が労働の対償として受けるすべてのもののうち3月を超える期間ごとに受け取るものをいう。

標準報酬月額は、被保険者の報酬月額をいくつかの階級に当てはめたもの。また、標準賞与額は、賞与の千円未満を切り捨て、150万円が上限である。財政再計算では、これらを合わせた年間の報酬を標準報酬総額としている。地共済については、給料の 1.25 倍としたものを報酬月額ベースとして、計算している。

〇報酬比例部分

被用者年金給付のうち、被保険者であった期間の報酬等をもとに算定される部分。現在は、 次式で計算される。

当該制度加入期間の標準報酬の平均×加入期間×給付乗率

〇保険者

年金制度を管理・運営する者。被保険者の適用、保険料率の設定と保険料の徴収、年金の給付、積立金の運用及び被保険者等の記録管理などを行う。ただし、これらの機能を複数の組織で分担することもある。

〇保険料水準固定方式

保険料(率)の引上げ過程及び最終保険料率をあらかじめ決めてしまい、それによる収入の 範囲内で財政の均衡が図られるよう給付を調整することにより財政計画を立てること。

〇保険料比率

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分(すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの)に対する保険料収入の比率である。

○保険料率の一本化

異なる年金制度で一つの保険料率を採用すること。一元化の第一歩若しくは一形態といえる。 財政運営は別々に行うため、財政の均衡を図るには、何らかの財政調整が必要となる。国共済 と地共済の財政単位の一元化も同じ。

○マクロ経済スライド

社会全体の年金制度を支える力の変化と平均余命の延びに伴う給付費の増加というマクロでみた負担能力と給付の規模の変動に応じて給付水準を調整するという考え方。公的年金の年金額は、手取り賃金の伸びや物価の変動を考慮して改定が行われるが、その改定の一部を、ス

ライド調整率を基として調整(改定率を減らす)するもの。保険料水準の調整期間の間適用され、給付水準は低下する。共済年金については、厚生年金で設定された数値がそのまま使用される。

〇有遺族率

死亡した被保険者や受給権者に遺族年金の受給権者になることのできる者がいる割合。

〇有限均衡方式

年金の財政が一定期間で均衡するように、保険料(率)や給付水準等を決めて財政計画を策定する方法。平成 16 年の制度改正で導入された。一定期間後の年金の財政が考慮されていないため、将来行われる財政見通しの作成や財政再計算では、見通したとおり推移をしても、財政計画が見直される可能性がある。

〇労働力率

人口に対する労働している者(就業者及び失業者)の割合。

〇老齢・退年相当

被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間を満たしている(経過措置及び中高齢の特例を含む) 老齢厚生年金及び退職共済年金並びに旧法の老齢年金及び退職年金のこと。これらの年金の受 給権者のことを指す場合もある。

この期間を満たさない老齢厚生年金、退職共済年金および旧法の通算老齢年金、通算退職年金は、「通老・通退相当」という。

〇割引率

現価を算定する際に使用される率。運用利回りがよく使われるが、賃金上昇率や物価上昇率が使用される場合もある。年金現価を算定する際には、有限均衡方式下のように対象期間が有限であれば問題はないが、永久均衡方式の下では、割引率は収入、支出等の伸び率よりも大きな値でないと計算できない。